

牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

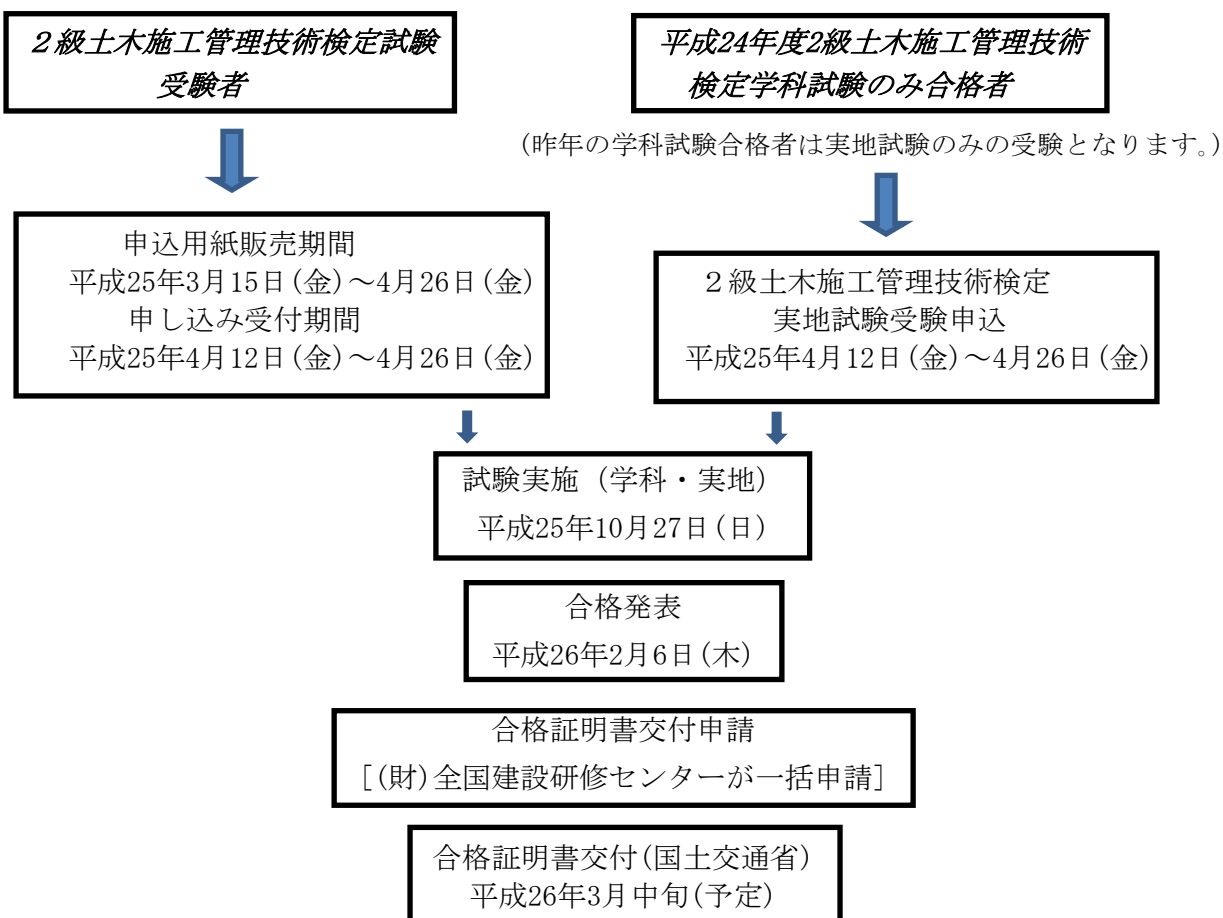
2013, 03

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ 人材不足！！ 特に若手の技術者がいない！…

事業主のみなさま、人材育成ですよ♡ 励まして、励まして、背中を押して、さあこの春は業界活性化のためひと肌ぬぎましょう!! 何の資格も持っていない従業員さんにはまず2級の施工管理技士から取得してもらいましょう。

2級土木施工管理技士の資格取得まで



* 施工管理技士は、土木施工管理技士以外に、建築施工管理技士、建設機械施工技士、管工事施工管理技士、電気工事施工管理技士、造園施工管理技士があります。日程はそれぞれ異なりますので、ご確認ください。

★運送業★

平成25年度の安全衛生計画はもうお済ですか？

運輸安全マネジメントの基本PDCA。

そのP（Plan）の部分です。

ここがなければその後のDCAは行えません。

昨年を振り返り、今年度に活かす！

法定11項目の教育計画は？名前の通り、法律で行わなければならないと決められている教育です。

適正診断、健康診断、車両の点検・整備・・・



また、年度初めとなれば、新入社員さん（新任ドライバー）さんに対する特別な指導も行わなければなりません。既に承認された年間計画は、早めに発表し共有しましょう。

運行管理者基礎講習の日程発表(トラック)

愛知県トラック会館	25年5月29日～31日
中部トラック総合研修センター	25年6月12日～14日
名古屋市公会堂	25年7月10日～12日
愛知県トラック会館	25年7月17日～19日
愛知県トラック会館	25年7月24日～26日

すべて
3月21日より
受付開始

運行管理者一般講習の受講通知がなくなりました

運行管理者は、2年に一度一般講習の受講が義務づけられています。

昨年4月から、運輸支局長からの受講通知がなくなり、開催日等のお問い合わせを頂くことが多くなりました。

平成25年度も8月から来年1月までの予定されており、6月上旬に詳細な日程・開催場所等の発表がありあます。運送事業者様には、6月頃事務局よりご案内いたします。

運行管理者に基礎講習の受講が義務づけられました

昨年4月16日以降、新たに選任した運行管理者であって、基礎講習受講履歴がない方は、3日間で15時間の基礎講習を受講して頂かなければならなくなりました。

新しく運行管理者を選任される場合、基礎講習受講履歴を確認しましょう。

運行管理者資格者証には、基礎講習受講の有無は分かりません。基礎講習受講修了者には、自動車事故対策センターより**修了証書**が発行されます。確認しましょう。

うちの議案！
3人で傍聴しました

～都市計画審議会～愛知県議会議事堂 大会議室

2月8日(金) 平成24年第2回 都市計画審議会が開催されました。
有識者の先生方が22人、傍聴人が私達含め7人、行政担当者も議案ごとに2～3人出席をしており、**愛知県議会議事堂の大会議室がいっぱいになるほどの出席者**でした。

傍聴人は別室で受付をし、その後大会議室へと案内されましたが、傍聴人は定員10名のところ7名でした。牟田事務所からは3名です。普段そんなに傍聴人が入ることがないのか、有識者・県議会議員の先生方は珍しそうに傍聴席を振り返っていました。ちなみに委員は22名、行政担当も20名！



最初に今回の都市計画審議会の資料が手渡され、有識者の先生方も他の傍聴人も私たちが作成した資料にしっかり目を通して光景を見てとても誇らしい気分でした。
何度も何度も指摘を受け作成しなおした資料だったので、感慨深いものもありました。

最初に都市計画審議会の会長が挨拶をされ、長野県飯田市のラウンドアバードについて、都市計画先進県の愛知県が第1号になりたかったという話をされていました。

牟田事務所の携わっている議案は**一番最後の第7号議案**。

建築基準法51条のただし書き許可によるものです。ちなみに同じ案件で5年前にも都市計画審議会にかけたのですが、その当時は第22号議案でした。比較すると明らかに減っているのを感じます。

1～6号議案はすべて公共工事です。説明、質疑応答を聞いている間、自分達の議案にどんなことをつっこまれるのかと緊張していました。

第7号議案の番になって尾張建設事務所の建築課課長が説明を行い、いざ質疑応答になると…、何も出てきませんでした。尾張建設事務所の担当者と**60近くの想定Q&Aを用意**したのに少し残念に思っていました。

それもこれも、行政担当者が早い段階で有識者の先生方に説明をし、疑問点はそこで解消しておくなどの根回しをしてくれたおかげです。深謝、深謝です。

案件を尾張建設事務所の担当者に持っていった当初は、なかなか受け入れてもらえず、シャットダウンされているとすごく感じましたが、だんだん聞いてくれるようになり、メールでのやり取りも・・・**「忙しいのにごめんね」**という声をかけてもらえるようになりました。

半年の間、事業者さんと行政と一緒に進めてきたと強く感じます。



最後に「**異議なし！**」と有識者の先生方の声を聞いたときに、心がスーッと軽くなったように感じました。正面にいた行政担当者とも目が合い、とりあえずホッとしたという表情が見れたように思いました。

このような経験はまず出来ないことで、携わらせてもらえることにとても感謝しています。

もっともっとこういった大きな案件に携わりたいなあとも思いました。

決算！ 事業年度終了！もうすぐ新しい年度が始まります

財 務

「今年、運送業の許可を取りたい」、「産廃処理業の許可を取りたい」と、ご連絡いただいたり、担当より「今年、産廃更新の時期です。」「来年、建設業の許可の更新の時期です。」と、ご連絡させていただきます。



どんな許認可にも経理的な要件があります。

どれも純資産の額が大事！！純資産がマイナス＝債務超過です。

運送業の許可を取得したい場合、**事業開始に要する資金総額の50%以上の自己資本**が必要です。運送業は増資で対応できますが、産廃や建設業はアウト！ 次の決算待ちです。

産廃については**債務超過**になっていると、経常利益がプラスでもほぼ中小企業診断士の診断書及び改善計画書が必要になります。他県では債務超過になっている時点で診断書が必要であったり、診断書は必要ないけど改善計画を提出しなくてはいけない行政もあります。

建設業の特定許可の更新については、直前の決算書の貸借対照表で複数の要件を見ます。期中の増資では対応できません。**一般許可へ格下げ**になってしまいます。

人 事

もうひとつ気をつけてもらいたいのが人の要件です。

**税理士先生も
宜しくお願いします**

建設業の**経営管理責任者に選任している取締役**、外してしまったら大変なことになります。これは登記懈怠をしても同じ。

産廃許可業者さん・・・講習修了者である役員さんを外してしまったら？

他の役員さんに講習を受講してもらわなければいけません。愛知県ではその修了証をくださいとまでは言われませんが、他県では求められる所もちらほら・・・。

講習は、近場で毎月開催されているものではありません。

また、役員や株主等を変更をした場合、届出事由の発生した後10日以内という規定があります。しかし登記手続き等を考慮すると、現実的には厳しいので登記完了後遅滞なく届け出る必要があります。

代表者変更の場合は、許可証の書換えが発生することもあります。

事前にお分かりの場合は、早めにご連絡ください。

その他、ご心配なことがあればいつでもご連絡ください。

